

「働きやすい職場認証制度」（運転者職場環境良好度認証制度）
取得促進助成金交付要綱

令和 3年 3月 23日 制 定

（目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「本会」という。）が行う経営改善対策・人材育成事業の一環として、運転者の労働条件や労働環境を改善するとともに、運転者を確保・育成するために長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む会員事業者（以下「事業者」という。）の「働きやすい職場認証制度」（運転者職場環境良好度認証制度）に基づく認証取得を支援するための助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

（助成対象）

第2条 助成の対象は、岡山県内に本社がある事業者であり、令和2年9月16日以降に認証機関である一般財団法人日本海事協会（以下「認証機関」という。）に認証登録申請を行い、認証機関の審査に合格し、登録証書の交付を受けた事業者とする。

（助成金の金額）

第3条 助成金額は、認証登録申請に係る審査料及び登録料（いずれも消費税及び地方消費税を含まない）の1/2上限5万円とする。本社を除く複数の営業所を申請対象とする場合の申請費用についても、上記金額に含まれる。

（助成申請及び助成金の請求）

第4条 助成を希望する事業者は、別紙様式「働きやすい職場認証制度」（運転者職場環境良好度認証制度）取得促進助成申請書兼交付請求書（以下「助成申請書」という。）を本会に提出して請求するものとする。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

（助成申請書の提出期限）

第5条 前条の助成申請書の提出期限は、登録証書の交付を受けた日が属する年度の3月15日までとする。

2 上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

(助成金の交付)

第6条 第4条の助成申請書の提出があったときは、本会は、速やかにその内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、事業者に対し助成金を交付する。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、本会が別にこれを定める。

附 則

本要綱は、令和3年4月1日から施行する。